4　病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画又は看護研修改善計画（インドネシア人看護師候補者の三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合に、各インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、看護師国家試験の合格を目指すため、看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものをいう。以下同じ。）が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画又は看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)～(5)　（略）

5　（略）

二　介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1　インドネシア人介護福祉士候補者

(1)　（略）

(2)　インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

イ　次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者であること。

(イ)　インドネシア共和国にある大学の看護学部を卒業した者

(ロ)　インドネシア共和国にある看護専門学校から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得した者

(ハ)　インドネシア共和国にある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシア共和国の法令に従い、インドネシア共和国政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

ロ　インドネシア共和国において日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

ハ　小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

(3)　（略）

(4)　インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、四回を超えてはならない。また、インドネシア人介護福祉士候補者が三回目及び四回目の滞在の期間の更新を行う場合には、日本国政府がインドネシア共和国政府に対し通報する要件（三回目の滞在の期間の更新を行う場合には次のイに掲げる要件、四回目の滞在の期間の更新を行う場合には次のロに掲げる要件）を満たさなければならない。）の滞在とされ、第一の三による。

イ　第一の二の1の責務にのっとり、4の(1)の介護研修計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

4　病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)～(5)　（略）

5　（略）

二　介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1　インドネシア人介護福祉士候補者

(1)　（略）

(2)　インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。

イ　インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

ロ　インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

ハ　インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(3)　（略）

(4)　インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

（新設）